

平成29年6月1日

組合員各位

協同組合ビジネス交流センター

TEL 082-248-3466

## 利用規則送付のご案内と申請書変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、組合事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年改正版ETC利用規則をご送付させていただきましたので、お手元の旧ETCカード利用規則との差替をお願いいたします。

ETCカード利用規則改正に伴い、ETCカード申請書も変更いたしました。

変更内容は下記のとおりです。

ご不明な点は事務局までお問合せください。

敬具

記

### ETCカード申請書 変更点

- ① 申請書への捺印が不要となりました。
- ② 「再発行申込書」が不要となりました。  
ETCカードの再発行は、「ETCカード破損届」「ETCカード紛失届」で申請することができます。
- ③ 組合から貸出すカードの名称を「仮カード」から「貸出カード」に変更しました。  
新しいETCカードが発行となるまでにETCカードをご利用になりたい時、組合の「貸出カード」を送付いたします。

新しいETCカード申請書は、HPからダウンロードできます。

EXCELデータをご希望の方は、ETCカード申請専用アドレス [bec-etccard @ bec.or.jp](mailto:bec-etccard@bec.or.jp) までご連絡ください。

以上